

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○生活保護法による介護機関の指定(三一九・福祉政策課)	1
○生活保護法による指定介護機関の変更(三二〇・福祉政策課)	2
○平成十九年度毒物劇物取扱者試験の実施(三二一・医薬業務課)	3
○農地保有合理化事業規程の変更(三二二・農林政策課)	4
○農地保有合理化事業規程の廃止の承認(三二三・農林政策課)	4
○漁船損害補償法による付保義務の発生(三二四・水産漁港課)	4
○指定施業用件変更予定通知(三二五・森林整備課)	4
○大規模小売店舗の新設に関する届出(三二六・商業貿易課)	4
○大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する届出(三二七・商業貿易室)	4
○秋田県田沢湖スキー場の利用料金の額の承認(三二八・観光課)	5
○都市計画の決定による送付図書の縦覧(三二九・都市計画課)	5
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表(三三〇・河川砂防課)	7
○水防警報をする河川の指定(三三一・河川砂防課)	7
○建築基準法による一団地の承認(三三二・仙北地域振興局建設部)	7
○秋田県循環器医療提供拠点施設基本計画策定業務についての企画提案書の提出(県立病院改革推進室)	8
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)	9
○土地改良区の役員及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)	9
○共同施行等土地改良事業の換地計画の認可申請を適當とする旨の決定(平鹿地域振興局農林部)	10
○一般競争入札の実施(教育庁総務課)	10
選挙管理委員会告示	10
○政治団体の設立の届出(六一)	11
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(六二)	11
○政治団体の収支に関する報告書(六三)	12
○政治団体の解散の届出(六四)	12
○政治団体の収支に関する報告書(六五)	14
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(六六)	15
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(六七)	15
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(六八)	16
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(六九)	16
人事委員会規則	16
○人事委員会規則九一九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	17

## 告 示

**秋田県告示第三百十九号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年六月十五日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人ホーム清流苑	社会福祉法人県南ふくし会	仙北市西木町松木内字松葉二百三十二番地	介護予防短期入所生活介護	平成十九年四月一日
ハッピーデイ西木	社会福祉法人県南ふくし会	仙北市西木町松木内字松葉二百三十二番地	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
清流苑ホームヘルプ	社会福祉法人県南ふくし会	仙北市西木町松木内字松葉二百三十二番地	介護予防訪問介護	平成十九年四月一日
ピアホームかたくりの里	社会福祉法人県南ふくし会	仙北市西木町松木内字高屋九十一番地一号	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年四月一日
西木訪問看護ステーション	社会福祉法人県南ふくし会	仙北市西木町門屋字屋敷田百七十番地	介護予防訪問看護	平成十九年四月一日
デイサービス角館さくらさくら	社会福祉法人県南ふくし会	仙北市角館町中菅沢八十四番地	介護予防通所介護	平成十九年四月一日



アイリスケアセンター 鹿角	株式会社ニチイ学館 代表 取締役	鹿角市花輪字上花輪二百三十一番地 鹿角市花輪字上花輪二百二十二番地 一の二	アイリスケアセンター 鹿角	ニチイケアセンター 鹿角	居室介護支援事業 訪問介護、介護 福祉用具貸与、介 護予防福祉用具 販売、特定福祉用 具販売	平成十七年五月一日
アイリスケアセンター 能代	株式会社ニチイ学館 代表 取締役	能代市柳町五番二十号 能代市落合字下前田百九十八一 二	アイリスケアセンター 能代	ニチイケアセンター 能代	居室介護支援事業 訪問介護、介護 福祉用具貸与、介 護予防福祉用具 販売、特定福祉用 具販売	平成十九年四月一日
アイリスケアセンター 本荘	株式会社ニチイ学館 代表 取締役	由利本荘市川口字新田九十 本荘市美倉町四十四番二号 プリ ンセスビル三F	アイリスケアセンタ ー本荘	ニチイケアセンタ ー本荘	居室介護支援事 業、訪問介護、介 護予防訪問介護、 通所介護、介護予 防通所介護	平成十九年四月一日
介護プラザすずらん 宅介護支援センター	株式会社エヌティコーポレ ーション 代表取締役	湯沢市柳町二丁目一番四十三号 湯沢市柳町二丁目一番四十三号	湯沢市柳町二丁目一 番四十三号	湯沢市愛宕町二丁目 六番二十二号	居室介護支援事業 福祉用具貸与、介 護予防福祉用具 販売、特定福祉用 具販売	平成十九年四月九日
介護プラザすずらん	株式会社エヌティコーポレ ーション 代表取締役	湯沢市柳町二丁目一番四十三号	湯沢市柳町二丁目一 番四十三号	湯沢市愛宕町二丁目 六番二十二号	居室介護支援事業 福祉用具貸与、介 護予防福祉用具 販売、特定福祉用 具販売	平成十九年四月九日

秋田県告示第三百二十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、次のとおり平成十九年度毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「規則」という。）第八条の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成十九年九月二十日(木) 午後一時三十分から午後四時まで

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎八階大会議室

二 試験の種類

- (一) 一般毒物劇物取扱者試験
- (二) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (三) 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

- (一) 筆記試験
- (2) 毒物及び劇物に関する法規
- (3) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつて

(二) 実地試験（筆記による）

は規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書（各保健所で配布） 二部
- (二) 添付書類
- (1) 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの） 一通

(2) 写真(受験願書提出前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)一枚  
 五 受験願書受付期間及び場所  
 (一) 受付期間  
 平成十九年六月十八日(月)から七月十七日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで。(日曜日及び土曜日を除く。)

郵送による場合は、七月十七日までの消印のあるもの限り受け付ける。  
 (二) 受付場所  
 住所を所管する保健所(地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所)に提出すること。

六 受験手数料  
 (一) 額  
 一万五百円

(二) 納付方法  
 受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

七 合格者の発表  
 平成十九年十月上旬に県庁正面公告板に受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

八 試験についての問い合わせ先  
 健康福祉部庶務課課業務班(電話〇一八―八六〇―一四〇七)

**秋田県告示第三百二十二号**

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者  
 財団法人横手市みどり公社
- 二 農地保有合理化事業の種類  
 農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号及び第四号に掲げる事業
- 三 変更内容  
 事業実施区域の変更
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成十九年五月三十一日

**秋田県告示第三百二十三号**  
 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業規程の廃止を行う者  
 秋田ふるさと農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類  
 農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業
- 三 農地保有合理化事業規程の廃止を承認した日 平成十九年五月三十一日

**秋田県告示第三百二十四号**

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。  
 平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 秋田市北加入区
- 北浦港加入区

**秋田県告示第三百二十五号**

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二十四号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和五十七年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百三三号、  
 (一)に限る。)、平成十年九月十八日農林水産省告示第四千四百九十一号(一)に限る。)
- 二 変更に係る指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法 変更しない。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林

整備課、山本地域振興局農林部及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**秋田県告示第三百二十六号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。  
 平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要  
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田 悦生  
 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称) マックスバリュ本荘中央店  
 由利本荘市岩瀬下二十一外
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所  
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田 悦生  
 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号  
 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴 羽 樹
- (四) 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番地二十一号  
 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十年二月五日
- (五) 店舗面積の合計  
 三千五百五十三平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数  
 百四十七台
- (七) 駐輪場の収容台数  
 百二十台
- (八) 荷さばき施設の面積  
 百九十四平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量  
 五十・六五立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 マックスバリュ東北株式会社  
 開店時刻 午前九時(一部午前十時) 閉店時刻 翌日午

区		分		使用の単位		利用料金の額	
一回券	大人	中学生及び六〇歳以上	小学生	ペアリフト		四〇〇円	
	中学生及び六〇歳以上					四〇〇円	
一回券	大人	中学生及び六〇歳以上	小学生	クワッドリフト		八〇〇円	
	中学生及び六〇歳以上					八〇〇円	
一回券	大人	中学生及び六〇歳以上	小学生	クワッドリフト		四四〇円	
	中学生及び六〇歳以上					四四〇円	
一回券	大人	中学生及び六〇歳以上	小学生	クワッドリフト		四、〇〇〇円	
	中学生及び六〇歳以上					四、〇〇〇円	
一回券	大人	中学生及び六〇歳以上	小学生	クワッドリフト		四、〇〇〇円	
	中学生及び六〇歳以上					四、〇〇〇円	
全リフト共通						二、二〇〇円	

前零時(一部午後九時)  
株式会社ツルハ  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から翌日午前零時三十分まで  
駐車の自動車の出入口の数  
三か所  
(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで  
二 届出年月日  
平成十九年六月四日  
三 関係書類の縦覧場所及び期間  
(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課  
(二) 縦覧期間  
平成十九年六月十五日から同年十月十五日まで  
四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由  
**秋田県告示第三百二十七号**  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十九年六月十五日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要  
(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
マックスバリュ東北株式会社  
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号  
(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ウエルマートショッピングセンター  
由利本荘市岩瀬下十八番地  
(三) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

五千四百二十五平方メートル  
大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル  
(五) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成十九年五月二十日  
(六) 変更する理由  
店舗建替のため  
二 届出年月日  
平成十九年六月四日  
**秋田県告示第三百二十八号**  
秋田県田沢湖スキー場条例(平成十八年秋田県条例第七十七号)第十一条第一項の規定により、次のとおり秋田県田沢湖スキー場の利用料金を承認したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年六月十五日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一 リフトの利用料金

区	分	使用の単位	利用料金の額	二 会議室の利用料金	
				区	分
三 土地等の利用料金	A・B	一日	五、〇〇〇円	会議室	
		半日	三、〇〇〇円	A・B	
二 会議室の利用料金		利用料金の額	一、六〇〇円	七〇歳以上	五時間券
			二、四〇〇円	六〇歳以上	五時間券
			一〇、五〇〇円	小学生	五時間券
			三二、五〇〇円	中学生	五時間券
			六三、〇〇〇円	大人	五時間券
			一、〇〇〇円	小学生	ナイター券
			一、九〇〇円	中学生及び六〇歳以上	ナイター券
			一、九〇〇円	大人	ナイター券
			一、〇〇〇円	小学生	一日券
			二、四〇〇円	中学生及び六〇歳以上	一日券
			三、八〇〇円	大人	一日券
			一、八〇〇円	中学生及び六〇歳以上	全リフト共通
			三、〇〇〇円	大人	全リフト共通
			一、〇〇〇円	小学生	全リフト共通
			一、九〇〇円	中学生及び六〇歳以上	全リフト共通
一、九〇〇円	大人	全リフト共通			

備考

- 一 この表において「半日」とは、営業の開始時刻から正午まで又は正午から営業の終了時刻までをいう。
- 二 この表において「一日」とは、営業の開始時刻から営業の終了時刻までをいう。

利用料金の額

土地及び駐車場	対価を得る場合	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一月につき	九〇〇円
	対価を得ない場合	時間単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一時間につき	三〇円
建物	対価を得る場合	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一月につき	二〇〇円
	対価を得ない場合	時間単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一時間につき	九〇円
	対価を得ない場合	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一月につき	一、三五〇円
		時間単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一時間につき	五〇円

備考

- 一 この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 二 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物若しくは駐車場を使用するときの使用料の額は、対価を得る場合の使用料の額とする。
- 三 使用面積が一平方メートル未満であるときは一平方メートルとし、使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは当該端数を一平方メートルとする。
- 四 月の中途から使用を開始するとき又は月の中途で使用を終了するときのその月の使用料の額は、日割りをもって計算するものとする。
- 五 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

秋田県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、由利本荘市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき図書  
本荘都市計画臨港地区（本荘港臨港地区）の決定の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三百三十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基

づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。

平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 浸水想定区域を指定した河川の名称  
一級河川福士川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深  
次の図のとおり  
（次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課、鹿角地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。）

秋田県告示第三百三十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項の規定により、知事が水防警報をする河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年六月十五日

河川名	福士川	指 定 区 間	秋田県知事 寺 田 典 城
		（左岸）鹿角市花輪字孫右工門館二十四の一番地先から鹿角市花輪字観音堂地先米代川合流点まで （右岸）鹿角市花輪字福士川四十八番地先から鹿角市花輪字観音堂地先米代川合流点まで	
	新城川	（左岸）秋田市上新城中字堂ノ前地先から秋田市土崎港字相染町字浜ナシ山地先旧雄物川合流点まで （右岸）秋田市上新城中字榎ノ木地先から秋田市飯島字古道下川端地先旧雄物川合流	

玉川	(左岸) 仙北市大曲字上高畑百十八番地先から大仙市大曲須和町三丁目丸子川合流点まで (右岸) 大仙市大曲字東田三十番地先から大仙市大曲須和町三丁目丸子川合流点まで (右岸) 仙北市角館町広久内字舟場四十八の三番地先から大仙市長野字中川原地先齊内川合流点まで (右岸) 仙北市角館町広久内字上中川原九番地先から大仙市長野字八乙女地先齊内川	点まで
----	---	-----

榎木内川	(左岸) 仙北市西木町西明寺字小山寺湯尻川合流点から大仙市角館町岩瀬字西野川原地先玉川合流点まで (右岸) 仙北市西木町小山田字鎌足地先湯尻川合流点から仙北市角館町雲然字中嶋下川原地先玉川合流点まで (左岸) 仙北市西木町上榎木内字桁沢百十二番地先から仙北市西木町下榎木内字長戸呂三百四十七番地先まで (右岸) 仙北市西木町上榎木内字坂本五番地先	合流点まで
------	--	-------

から仙北市西木町下榎木内字下田三百二十二番地先まで

**秋田県告示第三百三十二号**  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により、総合設計による一団地の建築物について認定をしたので、同条第八項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係図書を一般の縦覧に供する。  
 平成十九年六月十五日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十 仙北市長 石 黒 直 次	一団地の区域	仙北市田沢湖生保内字武蔵野百五番八百九十 六、百五番千五十八、百五番千五十九	認定年月日	平成十九年六月六日	縦覧場所	大仙市大曲上栄町十三番六十二号 秋田県仙北地域振興局建設部建築課	縦覧時間	午前八時三十分から午後五時十五分まで
------------	---------------------------------	--------	---	-------	-----------	------	----------------------------------	------	--------------------

公 告

秋田県循環器医療提供拠点施設基本計画策定業務について企画提案書の提出を求めていますので、次のとおり公告する。  
 平成十九年六月十五日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 企画提案書の提出を求める事項
  - (一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)の名称
    - 秋田県循環器医療提供拠点施設基本計画策定業務
  - (二) 公告業務の内容
    - 「新たな循環器医療提供体制の整備について(基本構想)」(平成十九年三月策定)を基に、「秋田県循環器医療提供拠点施設」(以下「新センター」という。)の整備方針等、新センターの基本計画を策定するために必要な事項の企画提案及び基本計画の作成。なお、詳細は、「秋田県循環器医療提供拠点施設基本計画策定業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

- (三) 履行場所
  - 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁本庁舎
- (四) 履行期限等
  - (1) 公告業務のうち基本計画の作成は、平成二十年三月三十一日(月)までに完了すること。
  - (2) 公告業務のうち基本計画中間報告書の作成は、平成十九年十月三十一日(金)までに完了すること。
  - (五) 委託予定額
    - 三百九十万円以内(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 二 企画提案書を提出する者に必要な資格
  - (一) 企画提案書を提出することができる者は次の要件を満たすこと。
  - (二) 一般病床が二百床以上の病院の建設のための基本計画策定業務を受託した実績を有する等、病院の基本計画の策定、病院建設及び運営等に精通していると認められる者
  - (三) 次に掲げる者以外のもので、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下「提出資格」という。)を有すると知事に認定された者とする。

- (三) 縦覧場所
  - 大仙市大曲上栄町十三番六十二号 秋田県仙北地域振興局建設部建築課
- (三) 縦覧時間
  - 午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 三 提出資格の認定の手続
  - (一) 提出書類及び提出部数
    - 秋田県循環器医療提供拠点施設基本計画策定業務に係るプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)(に定める参加表明書、提案者概要、業務受託実績及び任意様式による会社等のパンフレット(以下これらを「参加表明書等」とい
  - (二) 提出資格の認定の日において、秋田県から指名停止等の措置を受けている者
  - (三) 提出資格認定の日において、秋田県から指名停止等の措置を受けている者
  - (四) 破産法(平成十六年法律第七十五号)に基づく破産手続開始の決定がなされている者
  - (五) 提出資格認定の日において、秋田県から指名停止等の措置を受けている者

う。) 各一部

(二) 提出方法

持参又は郵送することとし、郵送の場合は書留とし、提出期間内必着のこと。

(三) 提出期間

平成十九年六月十八日(月)から同月二十八日(木)までとする。

なお、持参の場合は同期間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時までとする。

(四) 提出場所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田県健康福祉部医務薬事課県立病院改革推進室(電話〇一八―八六〇―一三二六 FAX〇一八―八六〇―三八八三)

(五) 説明会の開催

参加を希望する者は平成十九年六月十九日(火)午後五時までに(四)の室あてFAXにより申し出ること。申し出の様式は任意とし、氏名(法人にあつては併せて法人名、職名)、連絡先電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。なお、必ず電話で着信確認を行うこと。

(1) 開催日時

平成十九年六月二十日(水)午前十時

(2) 開催場所

秋田市山王四丁目一番二号

(3) 参加者

秋田地方総合庁舎四階第五会議室

(4) 参加者

各社二名以内とする。

(六) 質問書の受付及び回答

質問受付期間は平成十九年六月十八日(月)午前八時三十分から同月二十六日(火)午後四時までとする。

受付場所は秋田県健康福祉部医務薬事課県立病院改革推進室とする。

質問は、実施要領に掲げる質問書を添付した電子メールにより、秋田県健康福祉部医務薬事課県立病院改革推進室のメールアドレス(akita-byoin@pref.akita.jp)に送信すること。

原則として電話での質問には応じない。

質問に対する回答は、参加表明書を提出した全ての者に

(七) 提出資格認定通知

平成十九年六月二十七日(水)に電子メールにより行う。

提出資格の認定結果は、平成十九年六月二十九日(金)に電子メールにより通知する。

四 企画提案書の提出手続

(一) 提出書類及び提出部数

実施要領に掲げる事項を記載した企画提案書(用紙は指定する以外A四版縦長、左綴じとし、各ページに通し番号を振ること。) 十部

(二) 提出方法

持参又は郵送することとし、郵送の場合は書留とし、提出期間内必着のこと。

(三) 提出期間

提出資格認定の日から平成十九年七月二十三日(月)までとする。なお、持参の場合は、同期間(日曜日、国民の祝日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時までとする。

なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。

(四) 提出場所

三(四)に同じ。

五 最優秀提案者の選定等

実施要領に基づき実施する。スケジュール及び概要は次のとおり。

(一) 第一次審査 七月二十四日(火)

企画提案者が五者を超える場合は、秋田県循環器医療提供拠点施設基本計画策定業務委託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において企画提案書を審査し、第二次審査対象者を五者程度選定する。

なお、選定結果は全ての企画提案書提出者に通知する。

(二) 第二次審査 八月上旬

選定委員会は、第一次審査を通過した者(企画提案書提出者が五者程度に止まる場合は、全ての企画提案書提出者を対象に、別途通知する日時にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(三) 委託業者の選定 八月上旬

選定委員会は、企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリング審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認める者を業務委託候補者として選定する。

(四) 非選定理由の説明

第一次審査において第二次審査に選定されなかった者及び第二次審査において業務委託候補者に選定されなかった者に対しては、書面によりその旨を通知する。

(五) 基本計画及び基本計画中間報告書の様式及び提出方法は、

業務委託候補者に対し別途指示する。

六 仕様書及び企画提案書記載要領の交付期間及び交付場所

三(三)及び(四)に同じ

七 その他

(一) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書は返却しない。

(三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(四) 詳細は、実施要領等による。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺田 典城

一 申請のあつた年月日

平成十九年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おおがた

三 代表者の氏名

鈴木 忠

四 主たる事務所の所在地

秋田県南秋田郡大潟村字中央四番地八 鈴成建設(株)内

五 定款に記載された目的

この法人は、八郎潟の残存湖周辺の環境に興味のある人々と地域住民が協力して、八郎潟周辺の環境を整えると同時に、冬期間除排雪作業のできない地域や家庭に対する雪かきボランティアもあわせて行い、一年を通して協力してくれる人々や地域住民が大潟村及び周辺地域の環境整備をしやすいうように基盤づくりをしながらかような活動をし、大潟村の豊かな自然を次代に引き継ぐことを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺田 典城

一 申請のあつた年月日

- 二 平成十九年六月一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
- 特定非営利活動法人 あい
- 三 代表者の氏名
- 坪井 和雄
- 四 主たる事務所の所在地
- 秋田県秋田市御所野下堤一丁目四番十号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らす市民ひとりひとりが自立と選択の自由を持ち、且つ尊厳のある幸せな人生を実現するために、高齢者、障害者、健常者などの立場を超えた市民が手を携え、それぞれが主体的に社会参加できる仕組みやネットワーク構築のために必要な、情報格差の是正やその調整のための相談や援助、関係ボランティアやそのサポーターに対する養成研修、こどもを含めた地域のさまざまな者が共に学ぶ場をおとした知識の普及や情報提供、交流の促進などの活動を通じバリアフリーの町作りの場での情報発信の促進、経済基盤の充実などの様々な市民活動をより豊かに広げる地域社会の形成に貢献することを目的とする。

- 六 定款の変更内容
- (一) 事業の変更
- (二) 会員の種別の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北秋田郡上小阿仁村土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名	北秋田郡上小阿仁村大林字屋布廻四十六番地	小林 俊悦
	五反沢字伊勢堂岱百二十五番地	山田 力郎
	仏社字長信田日ノ台三百三十四番地六	武石 進
	字高橋七十五番地	武石 昭吾
	字杉ノ下三十六番地	武石 純一
	堂川字山根十九番地五	萩野 久男
	杉花字杉花二十番地七	齊藤 昭作
	小沢田字蟻沢十六番地	田中 作治
	福館字村岱七十七番地	加賀谷善四郎

- 北秋田郡上小阿仁村五反沢字家ノ下六十番地
- 沖田面字屋布六十三番地
- 字小蒲野下川原六十六番地一
- 大林字村廻五十二番地三
- 南沢字塚ノ岱十八番地一
- 福館字山根二十三番地一

二 就任理事の住所及び氏名

- 北秋田郡上小阿仁村五反沢字家ノ下六十番地
- 沖田面字屋布六十三番地
- 大林字下村夕三十二番地
- 大林字屋布廻二十八番地
- 堂川字山根十九番地五
- 仏社字長信田日ノ台三百三十四番地六

- 沖田面字小蒲野下川原六十六番地一
- 小嶋 兵一
- 鈴木欣一郎
- 山田市の助
- 齊藤 昭作
- 田中 作治
- 武石 純一
- 北林 由美
- 武石 昭吾
- 小林 宏晨

- 三 退任監事の住所及び氏名
- 北秋田郡上小阿仁村沖田面字上大海十五番地
- 堂川字大阿瀬ハサバ十番地一

四 就任監事の住所及び氏名

- 北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬ハサバ十番地一
- 仏社字田ノ沢百十三番地
- 沖田面字上大海二十番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、石井政巳ほか二人からなされた換地計画に係る申請を適当と決定したので、同法第九十六条において準用する同法第八條第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

一 申請年月日	平成十九年六月五日
二 縦覧に供すべき書類の名称	土地改良事業（明永地区ほ場整備事業）換地計画書の写し
三 縦覧期間	平成十九年六月十八日から同年七月十三日まで
四 縦覧場所	横手市役所 横手地域局

- 一 入札に付する事項
- (一) 業務名
- 人事記録電子化作業
- (二) 業務場所
- (1) 転写作業
- 秋田県庁舎内
- (2) キーエントリー作業
- 委託業者事業所内
- (三) 業務内容
- 現在保管されている台帳（「秋田県学校職員人事記録」）の一万五百件の記録を庁舎内で読み取りを行い、その画像をもとにキーエントリーしてデータ化する。
- (四) 業務期間
- 平成十九年十二月二十五日（火）まで

入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たし、本業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 財団法人日本情報処理開発協定指定のプライバシーマークの使用許諾取得事業所、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得事業所のいずれかの認定を受け、当該事業所内でキーエントリー作業ができること。

(三) 国又は地方公共団体から本業務と同種の業務の元請けとして受託実績があること（業務毎に具体的に明示すること）。但し、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率二十パーセント以上のものに限るものとする。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により公告する。  
平成十九年六月十五日  
秋田県知事 寺田典城

秋選管告示第六十二号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條の規

定により、平成十九年五月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同

法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年六月十五日

秋田県たばこ販売政治連盟	代表者氏名 原 田 啓 藏	会計責任者氏名 寺 山 久 美 子	主たる事務所の所在地 秋田市保戸野中町七二二	届出年月日 平成十九年五月十四日
--------------	------------------	----------------------	---------------------------	---------------------

- 一 その他の政治団体
- (四) 県内に本社又は支店等の営業拠点を有する者であること。  
 (五) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。  
 (六) 秋田県税及び社会保険料に滞納がない者であること。
- 三 入札手続等
- (一) 担当部局  
 〒〇一〇一八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号  
 秋田県教育庁総務課IT推進班(秋田県庁第二庁舎七階)  
 電話〇一八八六〇一五二二  
 FAX〇一八八六〇一五八五二  
 E-Mail soumu-edu@pref.akita.lg.jp
- (二) 契約条項を示す場所  
 (一)に掲げる場所
- (三) 入札説明書等の交付期間及び場所  
 平成十九年六月十五日(金)から六月二十九日(金)までに(一)に掲げる場所にて交付する。
- (四) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)の提出期間、場所及び方法  
 平成十九年六月十五日(金)から六月二十九日(金)までに(一)に掲げる場所にて持参の上、一部提出すること。
- (五) 入札及び開札の日時及び場所  
 平成十九年七月二十六日(木) 午前十時 県庁第二庁舎八階 八十一会議室
- (六) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
 平成十九年七月二十六日(木) 午前十時 (一)に掲げる場所
- 四 その他  
 (一) 入札の方法

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 委託費内訳書の提示  
 入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(業務説明書における「別紙様式第四号委託費内訳書」に準じた内容のものとする。)を提示すること。なお、委託費内訳書は、参考資料として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。
- (三) 入札の無効  
 秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十六各号に掲げる入札又は申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (四) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (五) 入札保証金及び契約保証金  
 (1) 入札保証金

- 規則第六十條及び第六十一條に規定するところによる。ただし、規則第六十二條各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 契約保証金  
 規則第七十七條及び第七十九條に規定するところによる。ただし、規則第七十八條第一号から第三号までのいずれかに該当する場合は免除する。
- (三) 手続における交渉の有無  
 無
- (四) 契約書作成の要否  
 要
- (五) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (六) 本業務に直接関連する他の業務の請負契約を本業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
 無
- (七) 関連情報を入力するための照会窓口  
 三(一)に掲げる部局
- (八) その他詳細は、入札説明書等による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、平成十九年五月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年六月十五日  
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	新	内	旧	容	届出年月日
自由民主党若美町支部	代表者	三浦利通		加藤保廣		”
日本共産党雄平地区委員会	主たる事務所の代表者	男鹿市松木沢字松木八		男鹿市本内字屋布下百二十四一		平成十九年五月二十八日
日本共産党山本地区委員会	主たる事務所の代表者	能代市字藤山二十三一		能代市景林町十一一十八		平成十九年五月十四日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	内	旧	容	届出年月日
政治団体の名称	異動事項					
小畑元後援会	主たる事務所の所在地	大館市部垂町三十三二		大館市御成町二一五五		平成十九年五月一日
木鐸会	主たる事務所の所在地	大館市部垂町三十三二		大館市御成町二一五五		”
安藤豊後援会	主たる事務所の所在地	雄勝郡羽後町郡山字上郡八		雄勝郡羽後町字南西馬音内二百一		平成十九年五月二日
山木会	会計責任者	山木亮子		山木雄三		平成十九年五月七日
小林ひでひこ後援会	主たる事務所の所在地	能代市字藤山二十三一		能代市景林町十一一十八		平成十九年五月十四日
きくち時子後援会	主たる事務所の所在地	能代市字藤山二十三一		能代市景林町十一一十八		”
未来への決断を支える会	主たる事務所の所在地	秋田市広面字小沼古川端四百四十一		秋田市中通六一七四一F		平成十九年五月十八日
秋田県農協政治連盟秋田しんせい支部	会計責任者	佐藤俊一		加藤秀明		平成十九年五月二十四日
土谷勝悦後援会	主たる事務所の所在地	横手市十文字町睦合字川前百七十		横手市十文字町字西上四十五一三		平成十九年五月二十九日

秋選管告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第

一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され

そのほか、同法第二十條第一項の規定に基づき、その監査を公衆に  
 せよ。

平成十七年六月十五日

秋田県選挙区選挙管理委員会 田中 豊一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

I 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 **自由民主党藤里支部** (平成17年分)

報告年月日 平成19年1月4日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

個人の負担する党費または会費

合 計

(イ) 支出の内訳

経常経費

事務所費

合 計

政治団体の名称 **自由民主党由利本荘市鳥海町支部** (平成17年分)

報告年月日 平成19年1月29日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

個人の負担する党費または会費

合 計

(イ) 支出の内訳

経常経費

人件費

その他の収入

合 計

(イ) 支出の内訳

経常経費

人件費

備品・消耗品費

事務所費

政治活動費

組織活動費

機関紙誌の発行その他の事業費

調査研究費

合 計

政治団体の名称 **国民新党秋田県支部** (平成17年分)

報告年月日 平成19年3月19日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

寄付

個人からの寄付

機関紙誌の発行その他の事業による収入

合 計

(イ) 支出の内訳

経常経費

人件費

光熱水費

備品・消耗品費

事務所費

政治活動費

組織活動費

機関紙誌の発行その他の事業費

調査研究費

合 計

政治団体の名称 **自由民主党若美町支部** (平成17年分)

報告年月日 平成19年4月4日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

収入の内訳

個人の負担する党費または会費

合 計

(イ) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品費

事務所費

政治活動費

組織活動費

選挙関係費

調査研究費

合 計

政治団体の名称 **自由民主党大雄支部** (平成17年分)

報告年月日 平成19年6月4日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

個人の負担する党費または会費

その他の収入

合 計

(イ) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費

合 計

その他の政治団体

政治団体の名称 **阿部のりひこ後援会** (平成17年分)

報告年月日 平成19年1月11日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 **藤原助一後援会** (平成17年分)

報告年月日 平成19年3月30日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

- (イ) 支出総額
- イ 収入・支出の内訳
- (フ) 支出の内訳
- 経常経費
- 備品・消耗品費
- 合 計
- 2 収入及び支出のない団体
- (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
2,310円	
2,310円	
2,310円	

黒澤芳彦後援会 (平成17年分)	平成19年1月4日
本間一二三後援会 (平成17年分)	平成19年1月16日
石川れんじろう後援会 (平成17年分)	平成19年3月19日
熊谷隆一後援会 (平成17年分)	平成19年3月27日
木元正一郎後援会 (平成17年分)	平成19年3月30日
戸田久一後援会 (平成17年分)	"

えちご貞勝後援会 (平成17年分) 平成19年4月2日

**秋選管告第百六十四号**

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十九年五月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
亀井義信後援会	加藤 春雄	平成十九年一月二十日	平成十九年五月一日
清ゆう会	田村 與志美	平成十八年十二月一日	"
とよさわ有兄後援会	平澤 喜三郎	平成十九年四月九日	"
とよさわ有兄と“元気になろう能代”	村上 修	平成十九年四月九日	"
武田慶一後援会	小館 一修	平成十九年二月二十八日	平成十九年五月二日
松田精樹後援会	松田 光義	平成十九年五月一日	平成十九年五月七日
熊谷よしひろ後援会	林 永一	平成十七年十二月三十一日	平成十九年五月八日
新潟雅後援会	小玉 隆太郎	平成十九年五月一日	平成十九年五月十一日
佐々木善一後援会	佐々木 康弘	平成十八年五月二十七日	平成十九年五月十四日
菅原のぼる後援会	菅原 昇	平成十九年五月二日	平成十九年五月十八日
成田弘後援会	千葉 邦夫	平成十八年十月十五日	平成十九年五月二十九日
寺田すけしろ後援会連合会	石黒 佐喜男	平成十八年十二月三十日	"
秋田県民の会	辻 兵吉	平成十八年十二月三十日	"

秋選管告第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十九年六月十五日

秋田県選挙管理委員会 田中 豊 一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 **とよさわ有兄後援会**（平成19年分）

報告年月日 平成19年5月1日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 147,553円

(ロ) 前年からの繰越額 147,553円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 0円

政治団体の名称 **武田慶一後援会**（平成19年分）

報告年月日 平成19年5月2日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 6,317円

(ロ) 前年からの繰越額 0円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 35,000円

(ロ) 前年からの繰越額 35,000円

イ 収入・支出の内訳

合計 35,000円

(イ) 支出の内訳

経常経費 10,500円

備品・消耗品費 2,100円

事務所費 8,400円

政治活動費 30,000円

組織活動費 10,000円

機関紙誌の発行その他の事業費 20,000円

合計 40,500円

政治団体の名称 **菅原のぼる後援会**（平成19年分）

報告年月日 平成19年5月18日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 1,008,402円

(ロ) 前年からの繰越額 166,590円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 841,812円

(ロ) 前年からの繰越額 1,008,402円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 801,100円

(ロ) 前年からの繰越額 400,000円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 401,100円

(ロ) 前年からの繰越額 40,712円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 841,812円

(ロ) 前年からの繰越額 0円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 811,679円

(ロ) 前年からの繰越額 440,000円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 51,868円

(ロ) 前年からの繰越額 41,948円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 277,863円

(ロ) 前年からの繰越額 196,723円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 196,723円

(ロ) 前年からの繰越額 196,723円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 1,008,402円

(ロ) 前年からの繰越額 0円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 84,961円

(ロ) 前年からの繰越額 84,961円

イ 収入・支出の内訳

政治活動費 84,961円

組織活動費 58,000円

機関紙誌の発行その他の事業費 26,961円

合計 84,961円

政治団体の名称 **秋田県民の会**（平成18年分）

報告年月日 平成19年5月29日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 20,219円

(ロ) 前年からの繰越額 20,219円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 20,219円

(ロ) 前年からの繰越額 0円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 20,219円

(ロ) 前年からの繰越額 4,219円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 16,000円

(ロ) 前年からの繰越額 20,219円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入・支出の内訳 20,219円

(ロ) 前年からの繰越額 0円

政治団体の名称	報告年月日
亀井義信後援会（平成19年分）	平成19年5月1日
清ゆう会（平成18年分）	"
とよさわ有兄と“元気になろう能代”（平成19年分）	"
松田精樹後援会（平成19年分）	平成19年5月7日
熊谷よしひろ後援会（平成17年分）	平成19年5月8日
佐々木善一後援会（平成17年分）	平成19年5月14日
佐々木善一後援会（平成18年分）	"
寺田すけしろ後援会連合会（平成18年分）	平成19年5月29日

秋選管告第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第

三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に

基づき、告示する。  
平成十九年六月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
安藤 豊	県議会議員	安藤豊後援会	主たる事務所の所在地	雄勝郡羽後町山字上郡八	平成十九年五月二日
本間 輝 男	市議会議員	輝政会	公職の種類	大仙市議会議員	平成十九年五月十八日
松浦 大悟	参議院議員(候補者になろうとする者)	未来への決断を支える会	主たる事務所の所在地	秋田市広面字小沼古川端四百四十一	平成十九年五月二十九日
土谷 勝 悦	県議会議員	土谷勝悦後援会	主たる事務所の所在地	秋田市中通六一七―四 一F 横手市十文字町睦合字川前百七十 横手市十文字町字西上四十五―三	”

秋選管告示第六十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年六月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取消した資金管理団体	代表者氏名	届出年月日
菅原 昇	県議会議員(元現職)	菅原のぼる後援会 大館市水門町二一九	菅原 昇	平成十九年五月十八日

秋選管告示第六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十九年六月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五分の一の数 一九、〇二三  
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二五、一八九

秋選管告示第六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。  
平成十九年六月十五日  
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

<p>ページ</p> <p>段</p> <p>行</p> <p>誤</p> <p>正</p>	<p><b>正 誤</b></p>	<p>選挙区別</p> <p>秋田市 九〇、〇九九</p> <p>能代市山本郡 二七、四四二</p> <p>横手市 二八、八五一</p> <p>大館市 二三、〇九八</p> <p>男鹿市 一〇、一一二</p> <p>湯沢市雄勝郡 二一、三三八</p> <p>鹿角市鹿角郡 一二、一八五</p> <p>由利本荘市 二四、六六八</p> <p>潟上市 九、七五八</p> <p>大仙市仙北郡 三二、六八六</p> <p>北秋田市北秋田郡 一二、一二七</p> <p>にかほ市 七、九一〇</p> <p>仙北市 八、九三六</p> <p>南秋田郡 七、八三七</p>
		<p><b>人事委員会規則</b></p> <p>人事委員会規則九一九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十九年六月十五日</p> <p>秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷</p> <p>人事委員会規則九一九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則</p> <p>規則九一九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中「学校法人秋田経済法科大学」を削る。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>平成十九年四月十七日秋田県公報第千八百七十号掲載の秋選管告示第四十二号(政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体) (原稿誤り)</p> <p>三ページ八行目を削除する。</p>		

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 0862-876600 FAX 0863-000505  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄